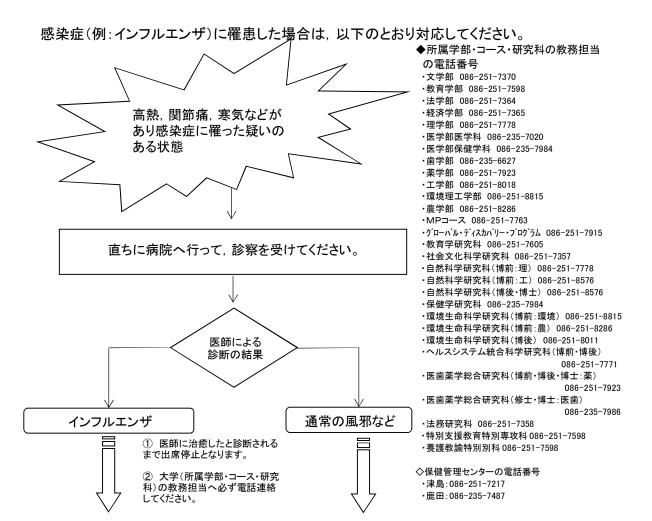
感染症に罹患した場合の授業の取扱い



<u>公欠となります</u>

公欠とはなりません

治癒して通学可能となった後, 所属学部・コース・研究科の教務担当へ「治癒証明書」【注】 を持参して, 公欠の手続きを行ってください。 公欠とはなりませんが、この場合でも、 しっかり治してから通学してください。

後日,授業担当教員から,当該授業に相当 する学習を課されます。

- 【注】治癒証明書に以下のことを必ず記載していただくよう、担当の医師にお願いしてください。病名
- ・罹患期間(いつからいつまで罹っていたか=この期間が公欠として認められる期間となるため) ただし、インフルエンザに限り、発症日の記載された罹患期間のない診断書(コピー可)及び「インフルエンザ 経過報告書」で手続きをすることができます。
- ※所属学部・コース・研究科の教務担当に提出する治癒証明書に記載された病名等の個人情報については、 公欠の手続業務及び学内の関係部署への報告に利用します。